

●所得段階別第1号被保険者の介護保険料

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する多段階化（低所得者の公費投入による負担軽減）を行い、所得段階別第1号被保険者の介護保険料を設定します。

なお、第1～第3段階については、公費による軽減措置が適用されています。

■所得段階別保険料率、介護保険料（単位：円）

区分			保険料率	介護保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.50	1,900	22,800	
			軽減措置：0.30	1,140	13,680	
第2段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75	2,850	34,200	
			軽減措置：0.50	1,900	22,800	
第3段階		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75	2,850	34,200	
軽減措置：0.70	2,660		31,920			
第4段階	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	3,420	41,040	
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00	3,800	45,600
第6段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	4,560	54,720	
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	4,940	59,280
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	5,700	68,400
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.70	6,460	77,520

- 第1～5段階については、公的年金にかかる雑所得を控除した額。
- 土地売却などにかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得、または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額。